

令和6年度 生徒指導規則 改訂版

令和6年4月1日(月)
北摂つばさ高等学校生徒部

I 遅刻指導について

①登校遅刻(8:35以降の登校は遅刻。チャイムの鳴り始めの教室入室は遅刻とする。)

登校後、所定の用紙に記入し、学年室(職員室)で担当教員、各授業場所(教室等)で担当教員へ渡す。

②授業遅刻(授業途中のトイレや忘れ物を取りに退室した場合も入室手続きが必要)

所定の用紙(B4半分縦長)に記入し、学年室(職員室)で担当教員、各授業場所(教室等)で担当教員へ渡す。

③一斉遅刻指導について

1ヶ月に5回遅刻すると、その翌月の最初の日の放課後に一斉指導を実施する。

④一斉遅刻指導の回数に応じて指導

3回:学年生徒指導担当(決意文含む)

4回:学年代表注意(決意文含む)

6回:部長注意(部長・担任で保護者同伴。決意文含む)

7回:教頭厳重注意(教頭・部長・担任で保護者同伴。決意文含む)

8回:校長訓告(校長・部長・担任で保護者同伴。決意文含む)

※電車遅延や、やむを得ない通院などについては学校の判断でカウントしない。

通院等に関しては、保護者からの事前連絡がある際、遅刻のカウントしない場合がある。

※生徒指導上配慮が必要な生徒については、学校の判断でカウントしない場合がある。

2 ロッカーについて

ロッカーは、南京錠またはナンバー錠で必ず施錠すること。

ロッカーはレンタル品です。3年間丁寧にあつかうこと。

(1) ロッカーは必ず施錠し、貴重品等の管理をロッカーで行うこと。特に貴重品、貴重品を入れたカバン等を放置してその場を離れないこと。

(2) ロッカーについては原則自己管理とするが、不具合等があればすぐ申し出ること。

3 自転車関係

①交通安全講習の実施

(1) 茨木ドライビングスクールや警察署の方による講演会(年1回)

(2) 1年生は校内で自転車安全運転実技講習を実施(予定)。

①自転車通学許可証の発行

担任立ち会いのもとで、カッパ所持を確認後にシールの配付を行い、自転車に貼り付ける。

②自転車を新しく購入した場合

新たに自転車シールを配付するので、学年の生徒指導教員等に申し出る。

③交通事故に遭遇した場合

事故の軽重に関わらず、必ず学校と警察へ連絡すること。警察対応での遅刻は公欠扱いとする。

④二人乗り指導の徹底

二人乗りを発見した場合、以下のように対応する。

- (1)その場で現認 (2)生徒名を確認 (3)当日 or 翌日に生徒部で反省文指導・説諭等の指導

4 駐輪場関係

- ①1年生が体育館東側、2・3年生は校舎南側駐輪場を使用。1年生はクラス別、2・3年生は学年別とし、白線内に駐輪するよう指導する。

②駐輪禁止区域に駐輪した場合

- ・当該自転車をチェーンロックする場合がある。もしくは無施錠の自転車の場合は、盜難防止の観点から事務室前に移動させて鍵をかける場合がある。
- ・解錠は学年生指担当等でおこなう。※無許可でカギを壊す等はしないこと

5 授業中や校内での不適切行為の対応について

①授業中の携帯電話の扱いについて

- ・原則禁止とする。使用する場合、授業担当者から指示し、使用終了後はかばんにしまうこと。
- ・生徒は携帯電話をかばんの中にしまう。やむを得ずポケットなど身に着ける場合は電源を切っておく。
- ・不適切使用があった場合、授業担当者が担任に報告し一時預ける。担任または学年の教員から終礼後に指導、返却する。

②エスケープ

授業担当者は欠課の生徒の中で理由がわからない生徒がいる場合、必ず学年の教員等に確認する。授業担当者・学年教員等は保健室にも所在を確認し、行方不明状態であれば当該生徒をエスケープとして指導することがある。

トイレ退出の時間が長い場合（目安は授業時間の半分）も、必ず担任・学年の教員等に報告する。事実判明後、生徒部（主に学年生徒指導担当）により指導する場合がある。トイレ退出が長い場合も、状況によってはエスケープとして指導する場合がある。

※授業時間中にトイレ退出をする場合、携帯電話を所持している場合は置いてからトイレに行くこと。

③授業を妨害するなどした場合

授業担当者等が学年室（職員室）に連絡し指導の協力を要請する。当該生徒を学年室（〃）に連れていき、事情聴取をおこなう場合がある。原則、当該日の放課後に生徒部による指導を行う。場合によっては生徒指導委員会を開いて、指導内容を決定することもある。

6 単車について

懲戒対象とするのは以下の通りである。（自動車の場合も同様の扱いとするが、ケガなどの保護者等の送迎が必要な時は担任に申し出ること）

- ①登下校で単車を使用した。（後部座席の同乗含む）
- ②制服で単車に乗車した。※体操服等、学校の所属が分かるものについては制服に準ずるものとする
- ③校外学習やクラブ活動など教育活動の一環として位置づけられる時に乗車した。

7 身だしなみ指導

①違反項目

- (1)ピアス
- (2)つけまつげ(マツエクも禁止)
- (3)カラーリップ・口紅(化粧は原則禁止)
- (4)プレザーを着用せずに防寒着を着用している状態

※防寒着はフルジップのものに限る。プルオーバーのものは違反とする。

- (5)スカートの裾からジャージを露出(ハニワ)

※登下校時に下の防寒着として、スカートの上からウインドブレーカーを着用することを認める(本校のものを含むジャージは不可)。スカートを脱いで登校し、学校でスカートにはき替えることは認める。

- (6)短いスカート(膝丈が基準)

※スカートは膝頭の中心に裾がかかるていること。スカートでのベルト着用は禁止とする。

- (7)カラーコンタクト

- (8)ネックレス・指輪など装飾品

- (9)爪の加工(マニキュアや付け爪など)

※爪を保護するための透明なものについては指導しない。ピンク色であっても不自然なものであれば指導対象とする。ジェルネイルなど爪がぱっくり膨らむような形になっているものはすべて禁止(たとえ爪を保護するためであっても)。

- (10)その他服装違反(セーターの腰巻きなど)

その他、年度途中に項目を追加することもある

※防寒着の着用に関して

2022年度途中より、授業中や休み時間の防寒着の着用を認めることになった。ただし、プレザー着用の上で上着のみ認める。帽子や手袋、マフラーは認めない。

③指導方法

回数に応じた指導

3回:学年生指担当(反省文含む)

7回:生徒部長指導(反省文含む)

10回:学年指導(担任、担当、主任で保護者同伴)

15回:生徒部指導(部長、担当、担任で保護者同伴)

20回:教頭厳重注意(教頭、担当、担任で保護者同伴)

25回:校長訓告(校長、部長、担当、担任で保護者同伴)

8 頭髪指導について

①違反にする場合

- (1)髪の毛を染めた・パーマをあてた状態で、期限までに改善をせずに登校した場合
(休日や長期休暇中であっても、違反日数のカウント)

- (2)過去に髪の毛を染めて、色落ちし、期限までに改善をせずに登校した場合

⇒色落ちの度合いにより、黒色もどしトリートメントで経過観察する場合がある。その場合、毎週1回は生徒指担当が確認し、黒に徐々に戻っているかチェックする。毎日トリートメントをせずに改善が見られない場合、違反として扱い、かつ黒染めで改善させる。

③経過観察

- (1) 地毛が明るい場合
- (2) くせ毛の度合いが強い場合
- (3) アイロン焼け、日焼け、塩素焼けて髪が明るくなった場合
- (4) 頭髪に手を加えたが、過去に改善している場合
- (5) 改善したが、確認等の呼び出しに応じない場合

⇒放課後などにチェックし、さらに学年で指導を行う

④頭髪指導

学習指導

違反日1回でテスト前日に午後から3時間(13:30~16:30)学習指導を基本とする

違反日が2日以上あれば、テストの前に日数を増やして学習指導を基本とする

9 問題行動発生時の対応・その後の指導全般について

①現場現認主義

- ②謹慎が考查にかかる場合は、別室受験とする。謹慎期間中は、謹慎中の生徒が不利にならないように担任、授業担当者は対応する。

10 問題行動に対する指導

①懲戒の申し渡し

保護者同席のもとで校長が行う。謹慎解除については生徒に対して校長が解除の申し渡しを行う。

②謹慎指導

原則家庭謹慎とし、家庭訪問を行う。長期に渡る謹慎については、登校指導も可とする。

③謹慎中の課題

(1) 日誌を書く

(2) プリント、ノート、その他指示のあった課題等 ※日数に応じて枚数を変更する

自学自習したものを見せてプリントに書き込んだり、指示のあった課題に取り組む。

11 考査中の不適切行為

①考査中の不適切行為とは

- (1) 筆記用具以外の筆箱・下敷き・芯ケースなどが机上にあった場合
- (2) 計時機能以外の用途のある時計(スマートウォッチなど)を身に着けていた場合
- (3) 机の中が空になっていなかった場合
- (4) 携帯電話を教室内に持ち込み、かつ使用した、もしくは音が鳴った場合
- (5) 私語、脇見、物品貸借があった場合
- (6) 考査中、トイレに携帯電話を所持したまま行った場合(行こうとした場合も含む)
- (7) その他、監督者が不適切だと判断した場合

②不適切行為があったとき

考査後、教員が聞き取りをしたのちに、状況により生徒指導委員会に諮る。不適切行為の中の考査不正行為(カニニング)については当該科目を0点とし、懲戒指導を行った上で、考査は別室受験とする。

また、きわめて不正行為に近い不適切行為についても厳しい指導とする。

※答案返却の際の答案の改竄に関しても、同じ扱いとする。

※成績に入る小テストに関しては、考査と同様の指導をおこなう。

|2 アルバイト

原則、禁止とする。経済的にやむを得ない場合は、担任や学年の教員に相談する

|3 その他

①マクドナルド・スターバックス商品の校内持ち込みを禁止する

その他、ピザの宅配禁止など、良識の範囲内で行動するよう指導する。

②放課後まで校外に出ることを禁止する

やむを得ず校外に出る場合は、「外出許可証」を教員に発行してもらう。